

県の人と話そう!原発広域避難計画 議事録

日時:2021年5月29日(土)13:30~15:50

場所:茨城県水戸生涯学習センター大講座室

主催:いばらき原発県民投票の会

[佐藤]ただいまから「県の人と話そう!原発広域避難計画」を始めたいと思います。私は司会を務めます、筑波大学の佐藤嘉幸です。初めに、いばらき原発県民投票の会代表、鶴沢恵一よりひとことご挨拶させていただきます。

[鶴沢]皆さんこんにちは。県民投票の会の鶴沢です。皆さんご存知の通り、東海第二発電所に関しては、3月に水戸地裁で判決があり、広域避難計画の策定状況に照らして東海第二発電所は動かしてはいけないという判決が出ました。それによって、広域避難計画は非常に注目を浴びたわけですが、実はこの企画を私どもが計画したのはもっと前でして、主旨は、広域避難計画だけでなく、東海第二発電所に関するいろんな知識や情報を皆さんで共有しましょう、というのが主旨でした。避難計画ということでこの企画は注目されてしまいましたけれども、これは県民投票の会はいつもそうなのですが、常に私たちは賛成の人も反対の人も加わった対話の場作りを意識して進めて参りました。今まで県民投票カフェとか県民投票フェスをやって来たんですけども、常にいろんな立場の人たちでいろんな対話をいかに深められるかを考えてやって参りました。今日もそういう意味では同じです。

原発に関しては、いろんな立場の人がいると思うんです。ですから、ここで今まで知らなかった人とお話して、自分と違うということを認識した上で、相手のお話をよく聞いてより対話が深まれば良いなって常に思っております。それに対しては、対話こそが問題を少しでも先へ進める唯一のツールだと私は信じております。

今日はよろしくお願いします。

[佐藤]本日の進行についてご案内いたします。プログラムが配布されているので、ご覧ください。

13時40分から14時にかけて、茨城県原子力安全対策課の大枝さんと町島さんから話題提供をいただきます。広域避難計画についてです。

14時から14時15分にかけてグループセッションをしていただいて、説明に対して少人数で意見を出し合ってください。そのあと全体セッションになり、カテゴリー別に質問を共有して対話していきます。そのあとさらに、グループセッション、全体セッションという予定になっておりますが、これは時間がない場合には省略するかもしれません。15時40分に閉会という予定になっております。よろしくお願いいたします。

早速、茨城県原子力安全対策課のお2人から、広域避難計画についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[大枝]改めましてみなさま、こんにちは。

本日は「県の人と話そう!原発広域避難計画」ということでお招きをいただき、ありがとうございます。私は茨城県原子力安全対策課で原子力防災調整監をしております大枝と申します。はじめにまず、今鶴沢代表からもありましたけれども、とにかく広域避難計画といったものが注目浴びていまして、こういった形で我々と住民の方と対話を重ねるとするのは初めての経験でございます。せっかくいただいた機会ですので前向きな議論をできればというふうに考えておりますので本日はどうぞよろしくお願いいたします。

ひとつだけ私の方からお断りとして前もってお話しておきたいのですが、やはり皆さんご存知の通り、広域避難計画は、まだまだ課題が山積しておりまして、決まっていないことが山ほどあります。このあとこの流れで皆さんから、ご要望とかご意見をお受けするとは思いますが私ども回答としてはなかなか正確にぱっとお応えできない部分もあって、奥歯にものがはさまったような回答になってしまうというようなことも多々あるかとは思いますが、そのあたりはご承知おきいただきまして、議論を進めていただければと思っております。

具体的な話題提供におきましては、課長補佐の町島の方からさせていただきます。

[町島] 同じく茨城県原子力安全対策課の町島と申します。本日はよろしくお願ひいたします。では、ご説明をさせていただきます。お手元のほうに、原子力広報いばらきという冊子、二種類をお配りさせていただきました。この資料をもちまして、ご説明させていただきたいと思ひます。まず、原子力広報いばらき全県版という白い方の広報紙をご覧ください。ただければと思ひます。(https://www.pref.ibaraki.jp/bousaikiki/genshi/koho/documents/zenkenban2020.pdf)

こちら 2 種類の広報誌は昨年の 11 月、12 月に私ども県の方から県内のみなさまの方に発行させていただいた広報誌になります。内容は、今の原子力に関する避難計画、安全対策をまとめさせていただいた資料になっております。

先程この白い方の冊子の 1 枚目の表紙の方であります。真ん中に今後の進め方というブルーの枠のところがあります。これが、今こういった流れで県が考えているプロセスというか考え方があります。赤い字で矢印が下に沿っていきますと、安全性の検証、また実効性ある避難計画の策定、これに今現在取り組んでいる箇所と明記させていただいています。この後ですね、これができたうえで県民の皆さんに再稼働についての情報提供をさせていただいて、下の矢印に沿ひまして、県民のみなさま、市町村さん、県議会の意見をうかがって最終的に一番下になりますが、知事が、再稼働の是非について判断していく、という流れとなっております。

今はまだ最初のステップの実効性ある避難計画を作成していく段階ということで、見ていただければと思ひます。具体的にですね、この資料のページ数で言ひますと 6 ページ目を開いていただきます。後ろのページから 2 枚目になります。後ろの方になりますが、6 ページ目にですね、避難計画についての内容を記載しております。実効性ある避難計画の作成に取り組んでいます、というのが一番上に書いてあります。皆さんの方でもご承知のところがあるかもしれませんが、原発から 30 キロ圏に 14 の市町村があつてそこには 94 万人が現在居住しております。県や避難元、市町村においてはその避難計画をまだ現在作成中という段階であります。一部の市町村さんではその基本的な、避難先などを取りまとめた計画を作つていらっしゃる 5 市町もありますが、5 市町も含めて全体でまたこの実効性ある避難計画に取り組んでいるという状況となっております。

その下に移りますが、主な課題と対応状況というのがその下に続いております。これが主だった今課題としております避難計画の課題を、少しカテゴリーに分けて記載しております。その下に①避難先の確保というのがあります。避難先の確保というのは、この下に地図がありますけれども、こういふところに避難先をお願いしております。県内、県外の市町村さんに避難先の受け入れをお願いしております。この中で課題というところもありますけれども、万が一その避難先をお願いしている先が同時に被災してしまつて使用できない場合、そういった場合には第 2 の避難先、この 2 番目の避難先を確保しなければいけないということで、こちらについては、今年の 3 月に第 2 の避難先をこの外側にですね、外側の県さんをお願いをしたところあります。

またその下に「・」がありますが、都市部に避難する場合に駐車場の確保もやはり大きな課題であります。7 ページを見ていただきまして、もう一つ、②移動手段の確保というのも挙げております。避難するにあつては自家用車での避難を原則にしておりますけれども、自家用車で運転できない方、また要配慮者の方については、バスや福祉車両の確保が必要だと考えておひまして、現在、県のほうでは 関係機関との確保に取り組んでおる状況になっております。また下の方になりますが、課題も挙げております。運転手さんの理解をいただくために取り組みをどうしたらいいか、またその車両もですね、繁忙期もござひます。その繁忙期であっても車両を本当に確保できるのかどうか、また要配慮者のための福祉車両というのも十分に台数が揃えられるのか、そういった課題がまだまだ残っております。

その下に移りまして、③要配慮者の手段というのがあります。要配慮者、災害弱者はご自身の力では避難がなかなか難しい方になりますが、病院や社会福祉施設、そういった施設については UPZ 外と書いてありますが、30 キロより以遠に避難先を確保しています。また一方で、早期に避難するといつてもですね、避難できない方も中にはいらっしゃいます。そういった方に対してですね、おおむね 10 キロ圏内のそういった病院や社会福祉施設については放射線防護対策の工事も実施してきております。これは建物の中に放射性物質が入り込まないような改修工事になるのですが、そういったものを一部今進めてきております。

またその下に移りまして、④避難退域時検査体制があります。これは万が一、30 キロにお住まいの方が避難する場合にですね、避難の途中で汚染状況を確認する検査を実施しなければいけないとされております。その避難の経路上でここでは 35 か所と書いてありますが、その候補所、場所は決めておりますが、具体的にその検査の体制、どのようにして効率的に検査を実施したらよいかそういったことが課題としてまだ残っております。

その下、⑤安定ヨウ素剤の配布体制というのがあります。安定ヨウ素という薬剤があるんですけども、こちらの原発から 5 キロ圏の PAZ と書いております区域の方については、事前にヨウ素剤を配布させていただいておりますが、配布率は 44.9%ということで半分に満たない段階になっております。

あと、⑥屋内退避の対応があります。屋内退避、避難とともにもう一つの防護措置の屋内退避というのがありますが、屋内退避の指示が出た際に、安全安心に屋内退避ができるのかどうか、そこも低減効果をきちんと確認して、また屋内退避するためにライフラインも重要だと思っておりますので、その確保を課題として今考えておるところであります。

その下に移りますが、矢印がありまして、実効性の検証というのがあります。その一つ一つの課題に対して対応策を今、まだまだ考えている段階になりますが、まだ実効性を検証するという点においては、こちらに記載がありますが、最悪の事態も念頭に置きながら、その放射性物質が拡散するシミュレーションを実施しまして、検証の観点にありますような放射性物質の放出までに避難ができるのかどうか、また先程の屋内退避が安全安心に継続できるのかどうか、またその車両の確保、そういったものがきちんとできるのかどうかシミュレーションを実施して検証していく、またその下、②避難計画についての訓練を実施していかなければいけないと考えておりまして、そういったことで実効性が本当に担保できるかどうか検証をしていきたいと考えております。まだ今は課題に取り組んでいる最中になりますので検証を進められる段階ではございませんが、そういった流れを考えております。

8 ページ目に移りますが、8 ページ目は、原子力災害が起こったときにとっていただく基本的な行動について図を用いて書かせていただいております。事態の進展というのが左側から右側に進展していく中で、各段階が原子力災害の時には、こう決められております。警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態、また放出の後に放射性物質放出後という赤い一番右側になりますが、そういった段階に分かれておりまして、その段階ごとにどのタイミングで避難行動をとっていただくかということが決められております。

原発から 5 キロ圏内の PAZ の方についてはオレンジの全面緊急事態と呼ばれる段階で一般住民の方の避難となります。また黄色い場所については、それよりもさらに早く要避難者というふうに書いておりますが要配慮者の方は一般住民の方よりもさらに一段階早めに避難していただくという形になっております。

その下に UPZ というところがアルファベットであります。これは原発から5キロから 30 キロを指した区域であります。そこについては、先程の段階、黄色とかオレンジの段階においては、屋内退避の準備、また屋内退避をしていただき、赤い、放射性物質が対外的に出てしまったと空間線量を測りましてその区域が一定値を超えた区域については一時移転、避難指示をするというふうに決められております。

またその下にも UPZ 外、これは 30 キロよりも遠い区域になりますが、ここも必ずしも放射性物質が飛んでこないとは限りません。そこは状況に応じて屋内退避や一時移転を実施するというふうに表の中ではなっております。いちばんその下段においては具体的にさせていただく行動について簡単にまとめておいたものになります。

次に、黄緑色の冊子をご覧くださいと思います。

(<https://www.pref.ibaraki.jp/bousaikiki/genshi/koho/documents/pazupzban2020.pdf>)

黄緑色の冊子の方は、原発から 30 キロ圏の住民の方向けに出させていただいた冊子、広報誌となります。先程の白い冊子との違いについては、白い冊子は茨城県の全県下で配らせていただいた、今の我々の取り組み状況を説明している広報誌になります。一方、この黄緑色の冊子は、30 キロにお住まいの方ということで実際に有事の際にはこういうこととさせていただきますということで、具体的に避難先であったり、さきほどの避難退域時検査を、万が一の際にはそういった避難行動になりますよということで、少し詳しいものになっているのがこの黄緑色の冊子のほうになります。

黄緑色の冊子の表紙の部分になりますけれども、この中で真ん中よりちょっと上の方に白い枠の所がありますが、取り組んでいる主な課題というのがあります。取り組んでいる課題とは、ここにいろいろ列記しておりますが、今回取り上げさせていただくのは避難先の確保、また避難退域時検査体制を、この小冊子に書かせていただいております。またそれ以外にも課題は多くありまして、そういった課題を次の広報誌で順次ご紹介をしていければと考えています。この広報誌は昨年度発行したのですが、本年度また今後も定期的に内容をテーマを変えて皆様に広報をしていければと考えております。

避難先の確保というのはこちらの1面にあります。さらにその2面には、避難退域時検査体制についてご紹介させていただきます。先程の避難先の確保については、こちらに記載の通り茨城県の避難先、または茨城県に隣接する市町村に避難先をお願いしております、と書いてございます。避難していただく避難所というのは各地にありますけれども、避難や一時移転の指示は町丁ごとや大字ごとに出されます。その際に具体的な避難所はここですということは今市町村のほうで検討を進めている段階になっております。

ページの反対の方に移りまして(2)避難所の面積というところがあります。ここでは、避難者全員が避難することを想定して、一人当たり2㎡以上は確保することと原則はしております。でそのうえで、避難先をその面積で確保をお願いしております、また新型コロナウイルス感染症対策も避難所においてはございます。そういったことも今検討しているところになっております。(3)避難経路、避難手段というところがあります。ここは、避難経路というのはあらかじめ避難する地区ごとに決めるように今考えておりまして、避難先と避難経路を道を決めて地区ごとにどこのルートを使ってどこに避難するか、そういった枠組みを市町村とともに検討しているところになっております。(4)避難所における滞在期間、当然長期化しますと心身の負担が生じますので、ここでは長くても1か月程度というふうにいたしました、可能な限り滞在期間を短くすることを考えていかなければいけないと考えております。さらに下段に、主な検討事項を書いております。一つ目の○になりますが、当初予定している避難先が被災により使用できない場合、仮にです、避難所をお願いしてもです、そこが万が一自然災害等で被災してしまえば使えない場合、そういった場合についてここでは第二の避難先という風に表現しておりますが、2番目の避難先というのを確保しなければいけないと考えておりまして、こちらについては、今私どものほうではこの第一の避難先の外側の県に万が一の際には受け入れてくださいというお願いをしております。またその下に移りまして都市部、特に都市部に避難する場合に駐車場の確保という問題もまだまだ残っております。また一番下の○になりますが、避難所においてペットとの同行避難をどうするかとか、要配慮者の方の福祉避難所をどのように確保したらよいか、という課題もまだまだ残っております。

さらに、最後2面になりますが、避難退域時検査体制というのがございます。避難退域時検査というのはスクリーニング検査と言われるもののことです。この検査については、避難のUPZにお住まいの方の避難の際に避難途中に検査を実施しなければならないとなっております。その主な流れというのを書いておりますのと、その反対側には具体的な検査場所をマップに落として書いております。まだ検査場所です、場所自体を決める段階でありましてこちらです、この見開きの下の方にあります。主な検討事項というのもまだまだ残されております。検査に要する資機材をです、どのようにして確保したらよいか、また、検査に当たっていただけるスタッフ、要員の方の確保、またやはり検査を実施するといっても、渋滞が発生することも考えられますので、効率的な検査体制を実施しなければならないと考えておりますので、効率的にどのように実施したらよいか、検査場所自体は反対側のページでマップにて記載させていただいておりますが、具体的に要員スタッフや資機材、また効率的にどのようにやったらよいか、こういった課題がまだまだ残されております。

お配りしました資料についてのご説明は、駆け足となってしまいましたが以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

[佐藤]ありがとうございました。それでは、各グループに分かれて座っていただいておりますので、小グループセッションということで15分間話し合っていたきたいと思います。各グループに紙とマジックをお配りしておりますので、出た質問、意見を書き出していただければと思います。質問、意見は、そこに書いていただいたものをまとめて発表いただくというかたちにさせていただきます。ではよろしくお願いいたします。

……………(15分間グループで話し合い)……………

[佐藤]ご意見を発表していただけますか。ではこちらから。

[グループ1]ちょっと勉強不足で分からないところがあって、お伺いしたいんですが、市の、例えば30km圏内市の避難計画があると思うんですね。それと県の計画はどう擦り合わせているのか、市の計画と県の計画、その協議はどうされているのか。

2 つ目、実効性ある避難計画というのは誰が判断するのか、茨城の場合は誰が判断するのでしょうか。住民の意見が反映されるようなシステムがあるのでしょうか。

3 つ目、原発が水素爆発とか水蒸気爆発とか、もし万が一した場合、屋内退避、UPZ の人が屋内退避していると思えないんですけど、その点はどう説明していただけますでしょうか。建付けとしてはたぶん、5km 圏内の人が逃げから逃げるとのことだと思んですが、どういう建付けになってますでしょうか。理論上はそうなんですけども、実際はどうか。あと、バスも水素爆発とかのときには来ないと思んですが、どう計画してどういう契約で、というか、どこまで縛りのある契約をされているのか。

4 つ目、避難計画とはいつまでに作るのか。避難計画ができる前に核燃料を入れてしまうということはないと言っただけなのか、それとも核燃料はあってもとりあえず火はいれないとしても、核燃料は入れてしまうのでしょうか。他にもいろいろ出たんですが、あまりにたくさん出てきたので、このくらいにしておきます。

[グループ 2]私のところで話題になったのは、先ず関心。一般の人、特に一般の市民の人ですけど、関心を持つと無関心の差は何から来ているんだろう、ということが話題になって、この方（隣に座っている方）はちょっと前には関西の方におられて、阪神淡路の大震災の時、こっち来たら全然関心にも無いってそういう雰囲気、逆のことがまた原発事故でも起こって、そういう意味では近さってというのは重要な差の原因にはなっているだろうということが話題になりました。

それで、それと関係して、県の方に質問したいんですけど、実効性を、関心のあるなしを考えると、30km っていう距離にどれだけ意味があるのだろうか、実効性ということを考えたら、やっぱり気象条件とか風の流れとかそこが出発点になってどうしようかという、そういう計画の立て方が自然なんじゃないかという、そんな話が出ました。

それと、詳しくは話に出てないんですが、県独自の検討のようなことはあるのでしょうか。私個人としてつけ加えて言うと、新潟県は独自にゼロからの検討をしています。例えばどういうことかというと、原発そのものの技術的な面の検討だけでなく、避難して、復興まで含めて、そういうかなり基本的なことから検討している。茨城県の場合、県独自の検討が必要な気がするんですが、そのへんはどのように考えておられるのでしょうか。

[グループ 3]こちらでもけっこうたくさん出ましてね。みなさん水戸市内の人なんです。UPZ、ここから 30km 以内の人なんです。1 つ目、福島シミュレーション、福島で事故がありましたね。そのシミュレーションから考えて、この県の計画で本当に放射線の被害を縮小できるのか、またその補償がどうなのかっていうのが一つ。

2 つ目、乳幼児の避難という言葉をちゃんと入れてもらったのはすごくよかったということですね。ただし、屋内退避中でもやはり乳幼児の方が放射能に対する感受性が強いので、先に避難させるべきじゃないかと。

3 つ目、屋内退避者、UPZ ですけど、退避者が屋内で待機するときに情報はどのように入れてくれるのか、いろんなインフラが破壊されている可能性がある中で、屋内退避している人に対して「さあ、避難し下さい。どこどこに入ってください」といった具体的な情報をどのように入れてもらえるのか、保証してもらえるのか。

4 つ目、福島の場合避難者は 40 万だった [実際には、福島県の統計によれば、2012 年のピーク時で 16 万 4865 人]。もし、この東海で発生した場合には 100 万近くいると、100 万単位というのは単なる 2 倍ではない。ものすごく大きな数字だ。そして、高速道での避難とか、幹線道路での避難とかが中心になっているが、これ壊れたりしたらどうなのか。対策ではその対応を考えていらっしゃるのかということ。

5 つ目、放射能は気象状況でまるで動きが違いますよね。その放射能の動きを考慮した避難指示ができるのか。その時、混乱の中で情報を適切に出せるのか。それと 100 万単位ですから、個人はかなり乱雑に動くと思うんですが、その時に個人の動きをちゃんと見極めた指示が出せるのか。

6 つ目、東電もそうでしたけど、日本原電も私企業であり、万が一の補償能力あるかどうかについて、県が責任を持ってない中で避難計画作ってしまっている問題はどうか。

7 つ目、再稼働に関係なく避難計画を作る必要があると県の方で言っていますけれども、これはおかしいじゃないかと。なぜかという、大きな施設と小さな施設では万が一の時のリスクが全く違うと。それで、稼働しないときの避難計画と、稼働するときの避難計画は全く違うんじゃないか、その辺りを一緒にするというのはちょっと分からないんで、県がどう考えているのか。

8 つ目、計画立案作業で、どのくらい費用がかかっているのかと。たぶん県・国の方から交付金が出ていると思うんだけれども、計画立案のためにどのくらいの予算を使っているのか辺りを具体的に提示していただいた方がいいんじゃないか。

[グループ 4] お仕事ご苦労様です。今までに出た質問と重なっているものも、一応言うだけ言わせていただきたいと思います。9 個ぐらいありました。

1 つ目、青い方の全県版の 8 ページについて、避難と一時移転はどのように違うのかご説明いただきたい。

2 つ目、緑の UPZ 版の 1 ページに、避難所と中継避難所があり、避難所には全員避難するわけではないという箇条書きもあったわけなんですけれども、中継避難所で足りてしまったという可能性もあるんじゃないかと、避難所をすべて開けるのか、という疑問点を持った方がいました。

3 つ目に、隣近所、丁目、何丁目かごとに避難といっても、コミュニティの維持が難しいんじゃないかという意見がありました。

4 つ目、広さ 2 平米の根拠は何なのか知りたいという意見が出ました。

5 つ目が、この視点は私はちょっと斬新だなと思ったんですけど、計画を作るのがあまりに大変なので、UPZ を 30 km から 15 km にするとか、そもそも基準をかえて作りやすくするという事はないんですよね、ということを知りたい。計画作成が難しいので範囲を変える、定義を変えるなどして作りやすくすることはないんですよね、という声がありました。

6 つ目、商工会議所など地域団体などから早く作ってくれっていう声はあったりするんですけども、県から市町村のほうに避難計画を早く作ってくれという要請もあったりするんでしょうか。

そして 7 つ目、実効性はいつ誰が判断するのかわからないなと思ったので、知りたいです。

8 つ目、ヨウ素剤の配布率なんですけど、ヨウ素剤の配布率が課題だとは書いてあるんですけど、そのヨウ素剤の配布率と人員の確保がどのように解決するのか書かれてなかったの、それが知りたいです。ヨウ素剤の配布率と人員の確保の解決策。解決するのか。

9 つ目、UPZ 版の検査場一覧があるわけなんですけど、例えば常磐道、常磐道友部 SA だと、3 か所名前が出て、これざっくり考えると 1 か所あたり 25000 台ぐらいを検査することになるわけなんですけど、グループ内でちょっと調べた方がいて、一台 3 分ぐらいなんですかね、そうするとなんか 6 日から 7 日ぐらいかかるらしいという話があって、もし前向きに生産的なご意見を申し上げるのであれば、これはまず検査所の場所を増やさなければ、避難が成り立ちませんよね。これは物理的に無理だになっていうふうに私は思います。以上です。

[グループ 5] 今までに出た質問ばかりです。やはり、私たちのところも、計画がいつまでに作られる、いつまでに作ることにしているかが、すごく知りたいところですね。いつまでにできるのかではなく、いつまでに作る予定なのか、ということが知りたいです。

それから、安全性、実効性をどうやってその判断するのか、誰がどのように判断するのか、そしてそれには期限があるのか、というところがやはり知りたいところなんです。

また、県の方のほうで携わっていらっしゃる避難計画は、その計画を作って、移動する、というところまでの話ですよ。ですけども行政としては、行った先での生活だとか、そこから先の私たちの命が繋がって、生きている限りは人生があって、その先 1 年も 2 年もあるわけですよ。今、福島の現状を見ますと、まだまだ避難所にいらっしゃる方もいるし、以前と同じ生活は全然できてない、ましてほんとに精神的、経済的にいろんなデメリットを抱えていらっしゃる方がいるということ、私たちがそうなる可能性があるんだということ、県はどのように考えていらっしゃるか、また私たちの生活に対する責任を感じていらっしゃるか、ということが知りたいです。

[グループ 6] 私たちの質問もすでに出たものが多いんですが、1 つ目、避難の範囲が 30 キロである理由を知りたい。

2 つ目、先ほどありましたように、一人当たり 2 平米の根拠を知りたいということ、そしてコロナということで、その 2 平米も変わったんじゃないか、という疑問でした。

3 つ目、いつまでに避難計画を決めるのか、決定されるのか。

4 つ目、避難が長期化するというのを考えた避難計画ですか。30km圏内の損害額はどのように考えますか、いくぐらいを想定されていますか。

5 つ目、白い冊子の一番最後のページ、8ページなんですけれど、UPZ のおおむね5km~30 km圏内にお住いの方で、2行目の下のところですね。空間放射線量率が一定値を超えた区域は、1週間程度内に一時移転を行うと書いてありますが、1週間程度で大丈夫と考えた根拠が知りたい、ということです。

最後に、せっかく色々考えてこういう広報誌を出していらっしゃるんですが、この広報誌が実際に届いていない県民が結構いる、ということを言われました。私自身も、新聞を取ってないので知り合いから聞いたんですけども、30 km圏内の方でも、老人の方とか、そういった方に行き渡ってないというのを聞きましたので、そういった広報の仕方はどうされるのかなというのを疑問に思っている、と言われました。

[グループ 7]まず最初に、こういう会に県の職員の方たちが来ていただいて、とてもうれしいです。やっぱり、こうして集まっている人たちが思っていることは不安感なわけで、その実効性ある、今たくさん質問が出てきたように実効ある避難計画と言われても、何だそれは、実効って何だ、と。そういう意味で、そこに質問が集中しました。全県版冊子の後ろの方に、具体的な事故の想定をします、シミュレーションを行いますと書いてありますが、例えば、シミュレーション一つ取っても、事故イベントがどんなもので、シミュレーションとくっつけて、拡散シミュレーションとなる、そうするとどれぐらいの被害がどの地域におよぶとか、あるいは帰還困難区域がどれぐらいできるとか、いろんなことが見えてくると思うんですよ。それを我々に教えてくれた方が、我々は安心して議論ができるんじゃないかと。抽象的に実効性って言われるよりは、そういう現代的な武器を使って、ほんとに想定を見せてほしいというのが一つです。

もう一つは、これは皆さん言うておられました、実効性のある計画というときに、それは何をもって、いつどこで完成というのか、っていうことですね。というのは、ここにはすごく大事なことが書いてあって、再稼働の是非を県が判断します、とちゃんと言いつけているんですね。すごい責任を持っているわけですよ、皆さんは。そのために実効性が何か言い切らなくてはいけないんですから、心して我々も付き合いますんで、付き合うっていうか、一緒に考えていきたいと思いがいかでしよう。

それと関連して言いますと、例えば今の東海第二原発は、試験運転を始めようとしています。その試験運転って始まった途端に、原子炉燃料に火が付くわけですね。すると事故が起こりうるわけです。当然それもこういう避難計画や防災計画の一部である。だから、これがちゃんとできてないうちはとてもじゃないけど試験運転なんてできないと思うんですが、それについて今どう考えていますか。

もう一つ重要なのはモニタリングですが、実際に事故が起こったときは、モニタリングシステムと連動させてSPEEDI 的なものも回して、じゃあこの地域早く逃げようとか、そういったことをやっていくと思うんですが、そのモニタリングシステムは県もたくさん導入されていると。それをどんな風に動かして、こういう実効性ある避難計画につながっているのかという説明が、残念ながらこのパンフレットにはどこにもない。ぜひともそこも教えていただきたいと思うわけです。

こういう問い合わせは日々たくさん来ていると思うんですけども、どの程度そうした問い合わせを受けてらっしゃるのかということ、概算でいいんですけどもお聞かせ願いたい。要するに、そちら側はこれから実効性ある避難計画を作られると思うんですけども、皆さんも県に住まわれている住民ですから、日常的にその不安な点をどう攻めていくか、個人の意見は言えないでしようが、それをどうお考えかということも教えていただければと思いました。

[グループ 8]すでに何度も出されていますけれども、具体的な内容の前に、避難計画の全体についてですけども、まずはその実効性があるということは、どういう点を克服すれば実効性があると考えているのか明確に教えてほしい。

それから、その計画の実効性をどのように検証するのか、専門家はいるのか。

それから、その計画には、被害想定といいますが、被害の状況の被害額の算出が行われて、数字が伴って計画になるのではないかと思うので、その点を質問したいです。

それから最後に、計画が原子力災害だけではなくて複合的に起こる災害なので、複合災害を前提とした説明がない限り計画は無意味になるのではないかと。計画全体については以上です。

次に、自治体の受け入れ計画は、避難者の受け入れ計画と避難させる側の計画とが連携してこそ機能するのであって、その受け入れ計画ですけど、うちのつくば市はまだそれがちゃんとできてない待ちの状態なので、そういった連携をするべきじゃないかという意見です。

それから、具体的な避難の内容、避難計画の内容なんですけど、やっぱり同じように 2 平米では密ですので、スフィア基準に則って算出しなおし、避難の収容人数算定をやり直して早期に公開してほしい。

それから、駐車場の問題は、都会でなくても不足しているので、正確に台数を算出すべきですが、その計算はしっかり行えるのか。

それから避難の順番というのは先ほど出ましたのでいいと思いますが、考え方として、屋内退避したときに、密閉しながら換気もしなきゃいけないというこの考え方は絶対に矛盾していて、無理があるので、その整合性をしっかり説明してほしいということです。

それから、スクリーニングを途中でやるとなっていましたけど、その対策もまだ十分じゃないと。渋滞がかなり起こってくるので、その対策を示してほしい。

あとは、車両が足りないんじゃないかというのが今課題としても挙げられているので、いいと思います。

あとは、要望として、全県的な避難訓練を行う必要があるんじゃないかと。

また、県議、国会議員の理解が浅いと。それに対してきちんとしたヒアリングや説明を行って、理解を進めてもらいたい。これも要望です。

それから、国会議員から、国の方から避難計画を早く作れと圧力が来ているのでしょうか。そうであれば、それに対応するのはどうしたらいいのか。

また、5 市町が作った計画が十分か十分でないか、その判断はどこがするのか、もし十分でないのなら、もう一度作り直せというようなことを県が判断できるのか。これは意見ですけども、再稼働しなければ、このような大変な避難事態にならないのではないかと。再稼働を前提とする避難自体おかしいと行政はなぜ主張しないのでしょうか、と。以上です。

……………(質問の整理のため 5 分休憩)……………

[佐藤] 最初に、最も多かった質問は、何をもちいて実効性ある避難計画と判断するのか、という点です。まずその点からお答えをお願いしますか。

[町島] 一通りお伺いしたんですが、私ども今皆様から頂いているご質問に十分お応えできるような取り組みは、まだこれから検討の内容が多くてですね、皆さまのご質問にきちんと明確にお答えできる内容はほとんど今ございません。まさに今検討しているところなので、本当に充分なお答えができなくて大変申し訳ないんですけども、できる限り今の取り組み状況の中でお話しの方はさせていただきたいと思います。

実効性の、何をもちいて実効性かというご質問でありますけど、こちらについても私どもの方でも、何をもちいて明確に、それをいつまでにどのようにということまでは、まだ何も決められてはおりません。今、我々が考えているのは、広報誌の白い方の表紙にあります、今後の進め方というこの流れの、青い枠で括られたこのステップというか、ここまでは私どもの考えている内容ではありますが、じゃあ、ここにありますが、おっしゃられた実効性、それを何をもちいてというところが、まだまだ我々もどのようにしていったらいいかは、具体的にまだお示しできるようなところは、すみませんが、申し訳ないんですが、至っておりません。

[佐藤] 追加質問はいかがでしょうか。

[鶴沢] 実効性があるとか、実効性がないとか、なかなか難しいというのはあると思うんですけど、今現在で内容が決まってないというお話しなんですけど、例えば、今は決まってないけれども、ゆくゆくはあそこに行きたいって目標値みたいなものは必要かと思うんです。例えば私が素人なりに思うのは、実効性っていうのは例えば 94 万人のうち何

パーセントが 3 日以内に全部避難が完了することとか、そうした数値目標が必要になるかなと思うんですけど、そういった意味でのその数値目標をまず設定しないことには、プランの立てようがないという気がするんですが、いかがですか。

[町島] はい、ありがとうございます。その実効性ということの検証につきましては、これも重ねてで恐縮ですが、白い方の広報誌の 7 ページ目の一番下段にあります。私どもが今ご説明できる範囲というのは、7 ページの一番下の下段にあります。実効性の検証というところになります。私どもは今おっしゃられたような数値目標というものもあるんでしょうけども、まだそこまでのところは明確にお答えできるところは持ち合わせてはおりませんが、この実効性の検証というところを書かせていただいた内容をまずは検証できるように、まず一つ一つの課題をクリアしていくというところに取り組んでいるところになります。

[参加者 A] いちおう寄り添って善意の言葉を選びたいと思うんですけど、決めてないっていうのであれば、全県版の 1、表紙を善意で読み取るのであれば、三段階目に県民、避難計画の策定する市町村、県議会の意見を伺う、というのがあって、その前に県民に情報提供するわけなので、避難計画を策定して、県民に情報を提供するわけで、その後に県民の意見を伺うわけだから、まず県民が避難計画の策定についての情報をもらって考えて、その意見を聞くわけですよ。で、最終的に県知事が判断するわけだから、実効性があるかどうかを考えるのは、この場合、私が善意に寄り添うんだったら県民と県知事ということになると思うんですけど、そういう理解でいいんでしょうか。

[町島] 同じ答えになるんですけど、そうですね。ここにありますのは、実効性ある避難計画作成して、矢印に進んでまいりますので、その過程においてはその実効性ある避難計画を県民の皆様へ情報提供することになっております。ですから、そのご意見というのは伺って判断していくということになっておりますので、ですから、先ほどおっしゃられた具体的な実効性の定義は何かということについては申し訳ないんですが、申し訳ないです。

[大枝] 一点だけ追加といいますか、説明をさせていただきますと、確かに実効性って何かというのは、すごく定義が難しいと思っています。ただ、我々としてはですね、実効性の過程に関しては実効性を確保していくまでの過程の情報に関しては、こういった広報誌ですとか、ホームページですとか諸々の媒体を使って皆さんにお知らせをしていきたいと思っています。例えばバスであれば、何台だったら確保できました、できるかもしれませんとかですね、そういった情報をまずはお出しして、実効性って何、というのは本当に皆さんと一緒にそれから考えていかなきゃいけない課題だと思っています。

[参加者 B] 避難計画を立てている県の部署があると思うんですけど、その部署というのは、なかなか避難計画が順調に進んでないという、この大変な作業を、何人くらいで業務を担当しているんでしょうか。この避難計画だけ作る業務をやっているんですか、それともいろんな業務がある中で避難計画も兼ねてやっているんですか。心配なのは、なかなか決まらないので東海第二原発がいつの間にか再稼働されてしまって、避難計画は決まっていません、という事態ですが、それはあり得るんでしょうか。

[町島] 避難計画については、繰り返しになりますが、実効性ある避難計画を作成したうえで、知事は再稼働の是非を判断しますというふうに申し上げておりますので、実効性ある避難計画を作ると。

[参加者 B] 作らなければ再稼働はないっていうことですよ。

[町島] まずは、実効性ある避難計画を、繰り返しにはなりますが、実効性ある避難計画を作成して、矢印の順で知事が再稼働の是非を判断しますというふうに申し上げております。また、私どもは、原子力安全対策課の方で、避難計画もありますが、それ以外にも一般的な防災の業務もございますので、そういった中で普段は仕事しております。

[参加者 B] 何人位いらっしゃるんですか。

[町島] 7 人です。

[参加者 B] 7 人で全部。7 人の方が全部これに係りっきりというわけではないんですね。他のこともやられている、ということでもよろしいでしょうか。

[大枝] もちろん、こういった避難計画だけをやっているわけではなくて、先ほどからあるように広域避難計画に付随してくる、例えばモニタリングの話ですとか、資器材の手配の話ですとか、そういったことも諸々含めてやっています。

[佐藤] この問題についてまだ質問したいという方おられますか。

[参加者 C] 先ほどの質問のお答えについて聴いておきたいんですが、実効性の検証をしようとしているということで、非常にうれしいなと思うんですが、具体的なこのシミュレーションをやるとかというのは、いつ頃を考えていらっしゃるのでしょうか。

[町島] はい、これも大変申し訳ないんですが、具体的な時期についてはまだ見通しはございません。ただ、今は先ほどの一つ一つの課題を解決する所にまだおります。申し訳ございません。

[佐藤] とりあえず別の質問に移るとして、関連することと言えば、先ほど 7 ページの実効性の検証というところに、事故の進展について放射性物質を放出する拡散シミュレーションを実施すると書いてありました。その結果を住民に提示の方がよりイメージがわかりやすいのではないかと、という意見もありました。それについてはいかがでしょうか。

[町島] この検証の結果を皆様にお知らせするということですね。そうですね、実際にやってですね、その検証結果を皆様にお知らせするとは思っております。ただ、繰り返しにはなりますが、いつ頃それをできるかどうかは、大変申し訳ないんですが、まだ目途は立っておりません。

[佐藤] では別の質問に移らせていただいて、もう一つ多かったのが、被害総額、どの程度の被害を想定しているのか、という点です。もう一つ関連でいえば、それは原電に支払える額なのか、原発事故が本当に起こった場合の、復興、補償を含めた事故後のシミュレーションをしておられるのでしょうか。

[町島] すみません、仮に事故が起こった場合にですね、被害額の試算ということなのかもしれませんが、それにつきましては具体的に試算のための条件とかですね、そういったところが明確になっておりませんので、試算の方は私どもの方ではできないのかなと思っております。また、万が一の際の事故後の補償につきましては、原子力損害賠償法というものがありまして、事故原因者がその法律の中で補償することにはなっております。あの、そこは法律上の話ということで、補償についてはそういう対応は法律でなっているとは思っております。

[佐藤] 関連質問はいかがでしょうか。

[参加者 C] そうはおっしゃられてもですね、県全体で再稼働を許すか許さないかを、お金がかかる問題ですから、例えば福島第一原発事故ではどうだったのかとか、そういうのは調べる価値は大いにあると思うんですよ。県がどれくらい支払っていたのか、負債はどこまで進んだのか、東電はどこまで責任持ってくれてるのかとか、いろんなつり合いも我々は知りたいわけで、その上で判断するんですよ。再稼働して良いとか悪いとか。ただ単に避難できるから、だけじゃないですよ。いかがでしょう。

[町島] はい、すみませんが、ご意見としては承らせていただきますが、ちょっと明確にはすみませんがお答えはありません。

[参加者 D] 関連して、すみません。避難が必要な事態になった時の損害額はどのくらいになると考えていますかという質問をしたんですけど、それに対してはお答えできないということでしたが、今分からなくても後で文書でお答えしていただければ、ありがたいと思います。それから、30 km圏内で94万人が被害を受けた時の損害額、それは一体だれが払うのか、30 km圏外の人達、50 kmとかそういう人たちも被害を受けると思うので、ですからせめて30 km圏内って県が言っているわけですから、それを見たいです。今答えられないという場合は、文書で時間がかかってもよろしくをお願いします。

[町島] すみませんが、先ほどの被害額の試算については、試算するための条件等が、幾通りも条件によって変わり得るお話ですので、県の方で被害額を試算することは今はできないのかなと考えております。

[佐藤] では、関連する質問ですが、県独自の検討委員会を作って、被害の総体、避難計画の問題点、復興についての詳細を検討する予定はありになりますか。

[町島] 確かに避難計画というのは、避難初動の部分、避難所に到達するまでの部分を避難計画としてクローズアップしておりますので、それ以降の中長期的な計画ということまでは含まれてはおりません。ただ、皆さまおっしゃる通り、そこについてはその後の対応どうなるのかというご意見もよく伺いますので、その点をご指摘を踏まえまして、持ち帰らせていただきたいと思っております。

[参加者 E] 国からの要請としてどういうことが来ているのか、というのはどうなんでしょう。県独自でやるのはいくらでも県がその気になればできると思うんですけど、法律などで県が縛られている範囲はあるんでしょうか。あとは、新潟県が独自にやっていることをこの先やる余地というか、やる可能性があるのか、それとも今の時点では、そういうことはそもそもしないという判断なのか、それが二つ目の質問です。

[町島] 新潟県さんのような検証委員会のようなものをやるかどうかについては、今のところ、すみませんが何も決まってはございません。ご意見として承らせていただきます。国からですけれども、国から具体的な何か指示があるかどうか、ということでしょうか。

[参加者 E] 避難計画についてどういうことをやるって指示のようなものは、国からどんな内容のものが来ているのか、ということです。

[町島] 国の方から何か具体的に指示というよりはですね、国とか県とか市町村においては、実効性ある避難計画を作っていくために、内閣府の方では東海第二地域原子力防災協議会というものを設置しています。その中で課題に対して国、県、市町村合わせてどのように解決していったらいいか、そういったのを検討、議論しているということになります。ですので、具体的に何か国からこうしろああしろという形ではなくて、国と県と市町村とで一緒になって課題に対して取り組んでいるというような形になります。

[参加者 F] 先ほど、県の方では7人の方が原子力安全対策課にいらっしゃるということだったんですが、各市町村にも、水戸市原子力防災課にも結構な交付金来ていると思います。交付金来るということは、やはり行政課題があって来るといいますので、だからそこにどのようなことが書かれているのかとか、具体的にいつごろから、いくらぐらいの交付金が各自治体にどういう内容で来ているのか、というのは各自治体に大きく影響を与えているのではないかと思いますので、今日は無理かと思うんですが、もし可能であれば教えていただきたいと思います。

[町島] 今のは市町村の、県の方での防災対策の予算ということでしょうか。すみません、今具体的な数字の方はちょっと持ち合わせていないのですが、国の方からは原子力災害対策ということで交付金を国から頂いております。その交付金は一部市町村の方にも例えば補助金という形で交付させていただいております。その中では市町村の避難計画を作成するための、例えば市町村同士に出張する際の旅費であったり、何か住民の方向けのですね、ガイドブックみたいな広報誌を出したり、ガイドマップみたいなですね広報物を作成する際の印刷製本費であったり、そういったものに補助金が出ております。また、県の方でも白い冊子の7ページ目の上段の方にありましたが、②移動手段の確保というところに迅速に配車するためのオペレーションシステムの整備を県で取り組んでおります。これは国の方からの交付金を活用しまして、バスを円滑に配車するためのオペレーションシステムの整備に今当たっております。また③要配慮者の避難というところには、早期の避難が困難な方に対して放射線防護工事を国の補助金を使いまして、原発から10 km圏の病院、社会福祉施設の方に、対策工事を行っております。そういったものも国の方からの交付金で対応しているところになります。

[佐藤] とりあえずよろしいでしょうか、次に進ませていただきます。多かった質問でもう一つあるのが、いつまでに避難計画を作る予定で動いているのか、という点です。現状でどの程度、何パーセントくらいできているのか、そういうことも含めてお聞かせいただければと思います。

[町島] いつまでにというご質問になりますが、白い広報誌の方になりますが、表紙の1ページ目のところの青い枠の上のところになります。青いアンダーラインで引いているところになりますが、「県ではスケジュールありきではなく、安全性の検証と国や市町村などと実効性ある避難計画作成に取り組んでまいります。」ということで、いつまでにということではなくて、スケジュールありきではなく、実効性を確保するために、またそれが実効性があるかどうか検証できるように、スケジュールありきではなく取り組んでいるところになります。

[佐藤] 何パーセントくらいできているのでしょうか。

[大枝] 何パーセントという表現をするのはかなり難しいです。我々、こういった業務をやっていくと、次々と新しい課題が浮かんできます。一個潰したと思ったら次に2つ3つ新しい課題が出てくるということで、避難計画の全体像がまだまだ見えてないような状況なので、そういった中で何パーセントまでできましたと表現するのは難しいと思っています。

[佐藤] 関連質問はいかがですか。

[参加者 G] 今のいつまでにという時期の問題なんですが、抽象的にいつまでなんていうことは全然意味がないと思うんです。先程来出ていますように、はっきりしているのは、試験運転を始めたらもうその時から危険が始まるというわけでしょう。だからそれが期限なんですよ。そういう風に県は答えられませんか。そうじゃないと、県民の安全を保障できるという立場に行政が立ってないということになるんじゃないですか。どうですか。

[佐藤] 試験運転は来年(2022年)9月ということですが。

[町島] すみません。ちょっと試験運転というのは具体的にちょっとすみませんが分からないんですけど、私どもはすみませんが繰り返しになりますが、ここに書いてある通り、いつまでにということではなく、実効性ある内容をきちんと。

[参加者 G] それが実効性なんです。それが困るってことが実効性なんです。

[佐藤] 試験運転についてどなたか教えていただけますか。スケジュールと具体的な内容についてです。

[参加者 H] 原電の方ではね、明確な時期は言わないんですけども、何をもって再稼働とか、起動するというのか、試験運転からなのか、本格運転からなのか、あるいは燃料棒を1本入れ始めた時からなのか、そういうところは首長懇談会で確認してもらわなくちゃならないと思っています。これはすごく重要なことだと思うんです。ただはつきりしてないというのは確かです。

[佐藤] いかがでしょう。そういった課題があるというご指摘だと思いますが。

[町島] ですから、すみませんがスケジュールについては繰り返しになりますが、ありきではなくということで、取り組んでまいります。

[参加者 C] 試験運転の中にはですね、燃料棒を入れて、要するに再稼働試験、試験運転となるわけですよ。さっき僕の質問もそれと同じなんですけど、それは原子力災害が起こる可能性を含みますよね。で、今の話を本当にまともに受け取るなら、県はスケジュールありきではないと言っているわけですから、止めにかかって良いわけですね。よろしいですか。こんな危険なことは、まだ避難計画できてないんだから、やらせるわけには残念ながら茨城県としてはできませんと言う、とおっしゃっているんですね。

[町島] すみませんが、試験運転について、いつ頃原電がされるかどうかは承知しておりませんので、申し訳ないですが。

[参加者 E] 確認したいんですけども、いつかっていうのがはつきりした話が出たとしますよね、来年の12月とか、その時にまだ避難計画ができてないから、試験運転はしてくれるなど言うつもりなんですけど、そういう質問なんですけど。それも決まってないっていうんですか。

[町島] すみません、先ほどの試験運転については詳しく承知しておりませんので、ちょっと申し訳ないですが、この場ではお答えできません。大変申し訳ございません。

[佐藤] 持ち帰ってご検討いただいて、文書でご回答いただけないでしょうか。

[参加者 C] 試験運転はさておいてですね、再稼働に関してはそれは止められると言っているんですね。避難計画ができない限りは、県としてはスケジュールありきでやっているわけではないんだから、原電が何が言おうが、それは県としては責任をもってやめていただくと言いたいということですね。それは確認して良いんですね。追及しているわけではないんですが、この1ページを見るとそう書かれているので、先ほど言いましたようにすごく重大な判断をしてらっしゃるということでお聞きしたい。

[町島] はい、この1ページ目の真ん中に書いてありますが、実効性ある避難計画を作成してから知事が再稼働の是非を判断するという順番です。

[佐藤] よろしいでしょうか。ではとりあえず次の質問に移ります。もう一つ多かったのが、避難は1か月を目途に別のもう少しきちんとした避難所に移る、というお話があったんですが、福島の場合を見ると今も避難先にいる方がいます。要するに、避難はかなり長期に渡る可能性があるわけですが、その点についてどう考えられますか。

[町島] 避難に関しましては、この黄緑色の方になります。ちょっとページ数が無くて恐縮ですが、避難先の確保というところの(4)避難所における滞在期間というところに書かせていただきました。ここが1か月程度を目途にと書いておまして、かつ、その避難所ではなくて下にあります賃貸住宅や応急仮設住宅をすみやかに提供していき、避難所の滞在期間をできるだけ短くしていくということを考えております。ただ、ご質問いただきました、福島第一原発事故のよ

うに今も避難が長期化している、というご指摘もありますので、具体的にじゃあどのくらい滞在期間を短くできるかとかですね、何戸位その応急仮設をできるんだとか、そういったご質問あるかと思います。ただ、すみません、そこにつきましては、具体的にまだ、そこまでは何か具体的に対策ができているとかいうことではまだ至っておりません。

[佐藤] 関連質問をどうぞ。

[参加者 I] ありがとうございます。本当に針のむしろ状態で、申し訳ないんですが、本当に色々お答えいただいて感謝しています。今のところで、一か月程度を目安としているということと、白い方の冊子では、一時避難の時に一週間程度、屋内に一時移転などを行います、ということが書いてあって、この算出根拠というのがもし分かっていたら教えていただきたいなと思います。

[町島] この白い冊子の 8 ページ目にあります、その1週間以内に一時移転というのは、こちらについては国の方で決めているものになります。すみません、ここには細かくは書いてはいないんですけども、空間放射線量率が1つ目は $500 \mu\text{Sv/h}$ になれば1日以内に避難というふうに決められております。一方、ここに記載されています一週間以内というのは、空間放射線量率が $20 \mu\text{Sv/h}$ を超えれば、1週間以内の幅で逃げて下さいと、一時移転して下さいという、国の基準でありまして、それをちょっと書かしていただいております。

[佐藤] 1週間[UPZ での屋内退避は、1 週間程度を目安に一時移転を行う]と書いてあるのと、1か月[避難所における滞在は、長くて1 か月程度を目安にする]と書いてあるのと2つあるんですね。場所を教えてくださいか。

[町島] 1週間の方は、白い冊子の 8 ページ目になります。8 ページ目の図の上と下にありますが、下の方の図のですね、ちょっと細かい所ですが、UPZ 概ね5~30km 圏にお住まいの方、というのがあるんですけども、その文中に1週間以内という記載が出てきます。1か月というのは、黄緑色の冊子になりますけども、避難先の確保というところの(4) 避難所における滞在期間、の文中にですね、1か月程度を目安と書いてあります。で、1か月程度というのは具体的な根拠自体はないんですけども、目安ということで設定をさせていただいているものになります。

[佐藤] それに関連する質問で、屋内退避の問題は、結構皆さん不安に思っているらしいのですが、屋内退避というのは成り立つのでしょうか。UPZ ではまず屋内退避が行われるということですが、実際は多くの方がその時点で別の場所に避難してしまうのではないかと、そうすると避難は成立するのか、ということです。

[町島] はい、屋内退避につきましては、白い冊子の方の 7 ページ目になるんですけども、課題の一つにあげておりますが、7 ページ目の真ん中よりちょっと下にですね、⑥屋内退避時の対応のところにあります。おっしゃられる通りUPZ30km 圏にお住まいの方が安全・安心に屋内退避できるような記載のところにあります。この屋内退避をしてもきちんと放射線から身を守れるのだろうか、またその退避している間ライフラインがですね、電気・ガス・水道、きちんと供給できるのかどうか、これがやはり課題だと思っております、だから今回については国の方で屋内退避の効果がどのくらいきちんとするのかデータで示すように国の方に要望しているところです。またライフラインをですね、屋内退避中ライフラインが途絶えないよう、実際の電気・ガス・水道がどのように供給されているのか、そういったことを確認したり、またその体制ができるように今後取り組んでいくような形で考えております。

[佐藤] 関連質問はいかがでしょうか。

[参加者 C] 先ほどの特別委員会の設置と若干関連するんですが、こういう屋内退避の有効性みたいなのは地域の特色もあるので、国に回答を求めるとは思いますが、例えば原子力研究所という素晴らしい研究所があるわけですから、県が主導で調べるといこともできると思うんですが、そういうことをやってみませんか。

[町島]今のところは県が直接ということはやってはおりません。屋内退避というそういう制度については原子力災害対策の一つの基本になっておりますので、他の都道府県も同じ対応になりますので。

[参加者 C]木造家屋が多いとか、窓がたくさんある家が多いとか、遮蔽効果が違いますよね。

[町島]はい、確かに今、新築の住宅については気密性が高いということがありますし、農村部の古い住宅と同じかというご意見もあると思います。その点についてはご意見として承らせていただきます。

[佐藤]関連してですが、複合災害についてもご意見があって、複合災害のことはあとで避難の関係でお聞きしますが、屋内退避をしと言われても、家が壊れているとか、津波で家が流されているとか、そういう可能性もあるわけで、そういう問題については検討されることはありますでしょうか。

[町島]はい、そうですね。複合災害、自然災害と原子力事故の複合という災害について、おっしゃる通り対応しなければいけない項目だと思っております。福島第一事故もですね、当然ながら地震と津波と原子力事故という複合災害でありましたので、本県においてもおっしゃる通り、様々な複合ですから、様々なケースがあらうと思いますが、そういった検討は必要かと考えております。その中で、一つには避難先が被災してしまった場合、避難先の避難所が被災してしまった場合、そういった場合には別の避難先を確保するというので、第二の避難先と我々は呼んでおりますが、そういった第二の避難先を第一の避難先の外側の県にお願いを今しているというところになります。

[参加者 J]3.11 の状況で、この屋内退避について遮蔽係数は、欧米の値を使った 50 年以上前の値を採用してきたんです、国は。それで 3.11 の後、国の機関も色々調査しました。私もやったんですけども、大きく差があります。皆さん考えてみてください。家の構造、単なる木造だと言っても、窓面積などは大きく違います。コンクリート建屋の遮蔽効果はいいと言われてます。80%あると。でも、コンクリートのアパートなんかは、要するに開口率、窓面積が多くなってますんで、木造とほとんど変わらないです。それが現状です。極端なことを言いますとね、基幹避難区域となっているコミュニティセンター東海の例で言いますと、三面総ガラス張りです。遮蔽効果ゼロです。これでもコンクリート製で 80%の遮蔽があると見てはいけなと、それが現実の状況です。これからいろいろ国に要望されるようですけども、十分把握してほしいと思います。

[町島]はい、ありがとうございます。おっしゃる通り、被曝の軽減効果は重要だと思っております。そういった具体的なデータを我々も県民の皆様にも屋内退避の有効性、重要性がご説明する上では、そういった効果がどのくらいあるのかをお示しすることが重要だと思っておりますので、その点、今ちょっと国の方に要望をしているところになります。

[参加者 K]どうもありがとうございます。屋内退避者の中には、視覚障害、聴覚障害、その他障害者も大勢いると思いますが、そういう方も含めて屋内退避者に対する情報提供はどのようにすると考えているのか、お答えをお願いいたします。

[町島]その点もですね、具体的に今、こうした方法でお示しできるというところは、まだ具体的な対策は挙げられておりません。一般的に自然災害等においては、市町村の方でもエリアメールであったり、防災無線であったり、いろんな自然災害においても、皆様にお伝えする術というのはいくつかありますが、当然そういったものも活用するんですけども、具体的に屋内退避時に皆様に情報をきちんとお伝えする対策というのはまだ、今後の検討になります。

[佐藤]関連した質問ですが、そもそも複合災害下で避難できるのか、という問題があると思うんですね。どのように移動するのかとか、どこに移動するのかとか、そういうことですね。策定されている6ページの図なんかもそうだと思いますけども、例えば地震、津波が起こっているときに実際移動できるのか、ということです。

[町島]おっしゃる通り複合災害には道路の損壊というのも当然、想定にございます。避難経路については地区ごとの道の道を使って避難先までというのは割り振る計画にはなっておりますが、おっしゃる通り最初予定していた避難経路が損壊してしまった場合どうするのかということもございまして、別の避難経路をやはり事前に設定しておかなければいけないかなということで、代替経路という形になるんですけども、そういったものも今後市町村と検討していきたいと思っております。

[佐藤]次に、2 平米という数字が避難先での1人当たり面積ということなんですが、これはなぜ 2 平米なのか、スフィア基準に則ってきちんと策定しないといけないんじゃないとか、また[毎日新聞の]報道もあったと思うんですが、まずそもそも 2 平米確保できるのか。その辺も含めてお願いします。

[町島]避難所の面積については、この黄緑色の冊子のですね、避難先の確保になりますが、(2) 避難所の面積という一番上段のところに書かせていただきました。2 平米以上というところに書いてありますけれども、具体的に何か法律上の基準とか、そういったものは特段はございません。他の県の状況を参考に決めたところになります。また、ここに記載がありますが、当然1人当たりの面積を、先ほどのように国際基準のスフィア基準、3.5 平米にしてはどうかというご指摘をいただいたりはしております。

現在はこちらにあります。その面積を増やした場合、避難先がより遠方になると避難者の負担が高まるということもありまして、避難先は県内と隣接県とさせていただいております。また、おっしゃる通りそのスフィア基準もそうですが、新型コロナ対策上ですね、避難所のソーシャルディスタンスも必要だとは思っております。

そういったものも含めて今後の検討課題にはなるんですけども、1人あたり 2 平米というのはそのようにして決めさせていただいているところになります。また避難所の面積については、現在県内も県外も含めて、全ての避難所の図面を持って、面積できちんと算定を確認するというので、作業に当たっているところになります。

[佐藤]関連質問はいかがでしょうか。よろしいですか。終了予定時刻が近いですが、どうしてもこの質問が抜けています、というご指摘はありますか。もう最後になると思うのですが。

[参加者 L]さきほど放射能プルームがどうかという話がありましたが、30 キロ圏内の避難計画について、福島飯館村では安心なところに逃げたと思ったら放射能汚染されていた、という話がありましたよね。そうすると、例えば銚田の避難者は銚田へ、大子の避難者は大子へ、高萩の避難者は高萩へ、と書いてあるじゃないですか。そこで想定外に30 キロ圏外で避難する可能性を避難計画の予定に載せる計画はあるのですか、ないのですか。

[町島]はいおっしゃる通り、飯館村は福島第一から 50 キロくらい離れております。30 キロ圏外 UPZ 外についてもそういった恐れが絶対ないわけではございません。こちらの白い広報誌のですね、一番最後の 8 ページのところになります。ここには UPZ 外、概ね 30 キロ圏外にお住まいの方に対しても、一応この内容を入れさせていただきました。こちらは計画作成上は 30 キロの内側になりますけれども、とはいえ状況に応じて、30 キロ圏外もそういう対応が必要になる可能性もございまして、UPZ 外の皆様にも、こちらの広報誌は茨城県下全部で配らせていただいて、UPZ 外の方にも、こういった対応が万が一の場合にはありますよ、ということは書かせていただいたところで。

また、具体的な UPZ 外の皆様への対策というのはまだ何も決められておりませんが、こういったアナウンスをちょっと今回広報誌の作成の中でさせていただいて、また具体的な対策は今後の検討になります。よろしくをお願いします。

[参加者 M]あと一点、今のことにも関係するのですが、事故が起こったときに原電からの情報が国にも行って、国から県にも情報もたらされる、そして県民がしっかり避難できるということが福島では起こらなかったわけですね。安全だというメッセージだけが先に出て、なかなか正確な情報が出なかったという事実からすると、そういった教訓から、何を生かそうとしているのか、その一体的な情報の管理っていうのができているのか、担保できるか、その点を教えてください。

[参加者 E] 今のことと関連して、原電とどれくらいの交渉関係にあるのかをについてにお聞きしたいです。

[佐藤] もう時間なので、もう一つだけ私も聞ききれていなかった質問を加えさせてください。UPZ の範囲を、避難計画策定が難しいという理由で、定義を変えるなどして作りやすくするという事はないか。それを含めて 3 点お答えください。

[町島] はい。まず情報提供につきましては、おっしゃる通り情報提供がまず一番災害時には大事なところだとは思っています。福島第一原発事故の時にも、情報が錯綜したというのは、非常に大きな教訓です。これについては、まず事故が発生したら原電の方から、国、県、市町村、関係機関に同時に事故情報が流れるように今はなっております。ただ、それがきちんとそれを県民の皆様にきちんと伝達しなければいけませんので、そういう仕組みも当然作りつつ、またそれを訓練等を通じて、そういったものを迅速に円滑にできるよう我々訓練を通じて対応していきたいと考えております。

原電の交渉ということについては、どういったことでしょうか。

[参加者 E] 今のようなことについて、原電と具体的に情報のやりとりや、交渉をされているんですか。

[町島] 災害時のそういった事故情報については、原電に限らず、この段階でそういう事故が起こったら、こういう様式で情報を行政の方に出すようにというのは、他の原発立地県、全国統一なんです。そこは個別に原電でということではなくて全国統一で原子力事業者はそういう対応を取るということになっております。なっております。ただ福島第一原発事故のようなこともございますので、そこは訓練等を通じて原電の方にもきちんと情報提供、また、我々もそういった情報が入り次第、皆様にお伝えできるような体制作りと、そういった訓練を重ねていきたいと思っております。

あと UPZ の範囲、30 キロ圏については、こちらについては UPZ とか、先ほどの 5 キロ圏 PAZ と言ったりしていますが、これは国の方で決めている制度になります。ですから、我が県の方で決めているものではありませんので、我が県のほうで 10 キロにするとか、そういったことはございません。国の制度改正があるかまではわかりませんが、基本的には今、福島第一原発事故を踏まえて、原子力災害対策指針を決めまして、その中で UPZ の範囲 30 キロというふうに明示しております。それに基づいて自治体の方では対応しているというような状況になります。

[佐藤] ありがとうございます。積み残した質問がかなり多かったです。また機会を改めまして対話をさせていただき、続けていただけるという可能性はありますでしょうか。

[大枝] はい。こういった対話は私どもにとっても非常に貴重な機会だと思っております。その対話の継続についてということに関しては、ぜひ前向きに検討していきたいと思っております。(拍手)

[佐藤] ありがとうございます。県の方々も茨城県の住民である、という指摘もありました。共同で今後、かなり難しい問題についてこれからも考えを深めるために対話をしていければと思います。それでは最後に、事務局長の富岡よりご挨拶させていただきます。

[富岡] みなさま、今日のご苦勞様でした。事務局長の富岡でございます。中身については、課題が積み残されたということで、県民投票の会としてもこの後また世話人会で、残った質問の中で、もう一回聞いた方がいいかなとか、そういうことがあった場合、文書で問い直すと、それもみんなで相談して、決めたいと思っておりますので、皆さんからせっかくだいだいご質問は、大事にしていきたいと思っております。

そしてですね、県民投票の会として今回このような集会を、集会というか学習会を開いたわけですが、今日お配りしたプログラムの後ろに第 2 期の活動方針というのがあります。我々としてはもう一度県民投票を要求したい、ということを進めております。

ただ、前回の反省を踏まえた上で、先ずやることとして県民の意見を聞く方法を検討し実現する。県民投票以外もあり得るかも知れないけど、とにかく我々県民の意見を聞いて決めてほしいという、そういう主張をするところが必要だろうということで、その核になって活動したいということで、その中で、今回ですね、だけど県民が意見を言うときに、今までも出てきたんですけど、皆さんもこれは感じていると思うんですが、県民自身が無関心、あるいは「知らない」ということでは、これはだめなんです。住民投票を否定するなかに、いわゆる無知な人が投票してもだめだろう、決められないだろうという意見もあると思うんです。でも、事実として、無関心な人も多いということは実際にあると思うんですね。だから、それは一つは上の方の責任があるかも知れないけど、我々でそういう無関心な人をなくそう、そして、みんな意見を言い合おう、それがこの県民投票の会の始まりだったと思うんです。

さらにそういうことで、原発県民投票ってことですから、東海第二の再稼働を巡って、いろんな知識、情報を県民に広め、その中で今日みたいに県の人と直接にお話を聞くって機会がなかなかないので、我々ならできるのかな、ということでやりました。

一番心配したのが、ハッキリ言って荒れるということです。ただ、私たちは極力それを避けたいということで、何度も話し合っているような工夫をしました。こんなことしたら上に取り入っているように見られるのかな、といった心配もありましたが、でもそれでもやる価値あるんじゃないか、ということで今日に至りました。県の方におもねるわけではありません。しかし県の人でも我々と同じ県民なんだから、その線で共通してなんかやれることがあるんじゃないか。

その上で、行政の人たちに言いたいのは、これは私の意見ではあるんですけど、安全・安心っていうときの安全の議論とは、専門家の議論だと思っています。でも、安心っていうのは専門家の議論じゃないと思うんです。住民みんなの議論。安心するのは、住民が安心しなければだめなんです。

そしてさらに、避難については、避難の主体は誰かといえば、住民なんです。だから、その人たちが安心して避難するなり、安心して生活できる状況を作り出すことが大事なんじゃないか。だから今日いろいろ質問が出ましたが、行政の方でも、避難計画をこれから決めます、作りますっていうときに、住民の意見を聞くということも、もちろん大事なんですけど、作る側として是非、みんなが安心できるような計画を作ってほしい、あるいは、有効性というよりも、これは行政の方に言ってもしょうがないと思うんだけど、「できない」という判断、これをどっかでしなくちゃいけないのかな、と思うんですね。今、コロナ下のオリンピックもそうですよ、動き出したら止められないのが、日本の行政です。だけど、みんなの命を守るために、みんなが安心して暮らせるように、「これだめだよ」っていう人がどこかで出て来なくちゃいけない。ただ、おそらく行政ではそれは言えないと思います。

そこでです。そこでその判断をみんなに聞いたらどうか。それが住民投票です。行政でどうしようもなくなったことについて、あらためて住民、有権者に問うということが必要になってくる。私たち県民投票の会の根本にあるのは、それだと思っています。

ですから、行政と住民という対立だけじゃなくてね、こういう学習会を通していろんな人と話し合うことが重要です。私なんか、はっきり言って何の会にも入ってなかったわけですよ。ところが、原発問題については、いろんな会の人たちがいろんな主張をしている訳ですね。それを見て、なぜまとまらないのかなって思ったときに、去年「県民投票」をやってみて、ある意味多くの人々がまとまったわけですね。それで、可能性があるのかな、と思って活動しています。長ったらしい話になって申し訳なかったんですけど、そういうことで、今後も活動していきたいと思っています。

もっと一般の人を集めたい、みなさんが一般の人ではないとは言いませんが、もっと一般の人を集めたい。それは県も同じだと思うんです。いろんな人に情報を提供したい。広報誌を挟んであっても見てくれない、病院などにも置いてあるわけですよ、県の「ひばり」とか。でも取ってみる人はあまりいない。情報を伝えることは大変だから、そういうことについて、我々もその一つのお手伝いをしたいなという気持ちもございますので、これからまた、一緒に頑張っていきたいと思っています。

みなさん今日は、本当に長い間、非常に濃い議論を各テーブルでされたと思います。それを無駄にしないように、私たち県民投票の会も頑張っていきたいと思っています。今日はどうもありがとうございました。

[佐藤] 富岡さん、ありがとうございました。それでは、これで終わりにしたいと思います。みなさん、ありがとうございました。